

## 太良町における保育施設等の避難情報発令時対応ガイドライン

### 1 目的

台風や豪雨などに伴う避難情報発令時、保育施設には、園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められる。そこで、太良町内において、各保育施設の存在する地区に避難情報が発令された場合の対応について、ガイドラインを定める。

### 2 住民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに住民がとるべき行動は次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、【警戒レベル3（高齢者等避難）】が発令された時点で、避難行動をとるべきとされている。

#### 避難情報等（警戒レベル）

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	町からの避難情報等
<b>5</b>	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~			
<b>4</b>	災害のおそれ 高い	危険な場所から全員避難	避難指示
<b>3</b>	災害のおそれ あり	危険な場所から高齢者等は避難 ○避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者は避難行動をとる。 ○その他の人は、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
<b>2</b>	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水 注意報
<b>1</b>	今後気象状況 悪化のおそれ	災害の心構えを高める	早期注意情報

### 3 発令時の対応

「住民がとるべき行動」を踏まえ、【警戒レベル3~5】が発令された場合の保育施設の対応を次のとおりとする。

#### (1) 「午前6時時点で発令中」または「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル	避難情報	保育施設の対応	対象の施設
<b>3</b>	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当日は休園とする。</li> <li>●保護者への休園の連絡に努める。</li> <li>●町へ休園の報告をする。</li> </ul>	発令対象地区に所在する全ての園
<b>4</b>	避難指示		
<b>5</b>	緊急安全確保		

※避難情報発令中であっても、明らかに気象状況が回復傾向であり、学校等の開校および避難解除も予測される場合は、各園の周囲の安全を確認した上で開園するものとする。

#### (2) 開園前に発令が解除された場合

- 安全を確認の上、平常保育を開始する。

(状況によっては開園時間を遅らせたり、休園となる場合もあります。)

#### (3) 「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル	避難情報	保育施設の対応	対象の施設
<b>3</b>	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則、あらかじめ保護者へ周知している避難場所へ園児を避難させる。ただし、他の避難場所または園内が安全と判断した場合は、その場所へ園児を避難させる。</li> <li>●保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするように努める。</li> <li>●町に対し避難状況について報告する。</li> </ul>	発令対象地区に所在する全ての園
<b>4</b>	避難指示		
<b>5</b>	緊急安全確保		